

総合評価落札方式の改正について

平成24年7月1日以降に公告する名古屋港管理組合の発注工事について、総合評価落札方式の実施方法や評価項目等が変更になりますので、入札参加希望者は、入札公告及びガイドライン*をよくお読みになった上で入札に参加してください。

主な改正

1. 地域型・広域型の種別を新たに設定しました。

愛知県内に主たる営業所を置く地元建設業者の入札参加が概ね20者以上見込める工事については地域型、それ以外の工事については広域型が原則となります。それぞれ評価項目や配点が異なります。

2. 土木関係工事と建築関係工事の評価項目や配点が異なります。

工事の種類に応じた評価項目や配点を適用します。

評価項目や配点の詳細は、入札公告及びガイドラインをご覧ください。

3. 加算点の対象となる条件が変更となっている評価項目があります。

各評価項目において、加算点の対象となる条件がこれまでと変更になっている項目がありますので、入札公告及びガイドラインをご覧ください。

4. 技術提案を除く評価項目の加算点については、自己申告をしていただきます。

発注者及び入札参加者の事務負担を減らし審査の円滑化を図るため、技術提案を除く評価項目については、入札参加者自ら自己評価することにより技術資料（加算点申告表及びチェックリスト。以下同じ。）を作成し、入札参加申込時に提出していただきます。

なお、落札候補者となられた場合は、入札参加資格の事後審査資料に併せて、総合評価落札方式の技術資料に関する事後審査の資料を提出していただくことになります。

また、どのような理由においても、事後審査によって、加算点を過大に申告したことが判明した場合は、ペナルティを適用し、入札参加者の本来の加算点よりも減点されますのでご注意ください。減点後の加算点により、総合評価値を再計算することになりますので、落札候補者が変更になる場合があります。

※「名古屋港管理組合発注工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」は名古屋港のホームページ（<http://www.port-of-nagoya.jp/>—入札・契約—建設工事・設計・測量・建設コンサルタント等—要綱）に掲示してあります。